

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを全職員が十分認識する。
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめ防止・早期発見・真摯な対応・正確で丁寧な説明に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校教育全体を通じて、生徒ひとり一人に徹底する。
 - ・ すべての学校生活において、暴力や暴言を排除するように努める。
 - ・ いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・ いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。
- (3) 生徒ひとり一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
 - ・ 教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、卑しくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。
 - ・ 学習や部活動の指導において、過度の競争意識・勝利至上主義に偏ることが生徒のストレスを高め、いじめを誘発する危険について十分理解する。
- (4) 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
 - ・ 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査や個別面談・教育相談を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
- (5) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所で陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ・ 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うようにする。
- (6) 「いじめ防止基本方針」が実効性を伴うものとなるよう努める。
 - ・ 「いじめ防止基本方針」をホームページで公表するとともに、学校評価アンケート等で広く意見を求める。
 - ・ 「いじめ防止基本方針」は「いじめゼロ委員会」が中心になって、毎年度末に見直しを行う。

3 いじめの理解

(1) 具体的ないじめの態様

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針より」

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。また、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(2) 学校で分かるいじめ発見のポイント

＜ 学校での一日 ＞

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
S T 時	○ 遅刻・欠席が増える。 ○ 表情がさえず、うつむきがちになる。	○ 始業時間ぎりぎりの登校が多い。 ○ 出席確認の声が小さい。
授 業 の 開 始 時	○ 忘れ物が多くなる。 ○ 用具、机、椅子等が散乱している。 ○ 一人だけ遅れて教室に入る。	○ 周囲が何となくざわついている。 ○ 席を替えられている。 ○ 涙を流した気配が感じられる。
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる。 ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ○ ひどいアダ名で呼ばれる。	○ グループから孤立することが多い。 ○ 保健室によく行くようになる。 ※ 不真面目な態度で授業を受ける。 ※ ふざけた質問をする。 ※ テストを白紙で出す。
休 み 時 間	○ 一人であることが多い。 ○ 用もないのに職員室等に来る。 ○ 訳もなく階段や廊下等を歩いている。	○ 遊びの中で孤立しがちである。 ※ 大声で歌を歌う。 ※ 仲良しでない者とトイレに行く。
昼 休 み	○ 食べ物にいたづらをされる。 ○ グループで食べる時、席を離している。	
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる。 ○ 最後まで一人です。 ○ 机や椅子がポツンと残る。	※ さぼることが多くなる。 ※ 人の嫌がる仕事を一人です。
放 課 後	○ 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○ 用事がないのに学校に残っている日がある。	○ 急いで一人で帰宅する。 ○ 部活動に参加しなくなる。 ※ 他の子の荷物を持って帰る。

＜ 注意しなければならない生徒の様子 ＞

様 子 等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている。 ○ 寂しそうな暗い表情をする。 ○ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。	○ 視線を合わさない。 ○ 教師と話す時、不安な表情をする。 ○ 委員を辞める等、やる気を失う。 ※ 言葉遣いが荒れた感じになる。

持ち物や 服 装	○ 教科書等にいたずら書きされる。 ○ 持ち物、靴、傘等を隠される。	○ 刃物等、危険な物を所持する。
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる。 ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。	○ 下駄箱の中に、嫌がらせの手紙などが入っている。 ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。

(3) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもが家庭で出すサイン

観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしている。 ○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 ○ 登校時刻になると頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○ 転校を口にししたり、学校を辞めたいなどと言い出したりする。 ○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○ 不審な電話や嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 ○ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。 ○ 投げやりで集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 ○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

ネットでいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン

観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする。または、全く触れようとしなくなる。 ・ 親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。 ・ インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。 ・ 携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。 ・ 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

4 未然防止の取り組み

(1) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・ 年2回「生徒による授業評価」を実施し、教員の授業力を向上させる。
- ・ 授業を通して生徒の自己有用感を高め、いじめの未然防止につなげる。

(2) 道徳教育・人権教育の推進

- ・ 「人権講話」や道徳の時間・ホームルーム活動を通して「他者を思いやる心」「人格を尊重しあえる態度」を育成する。
- ・ 「命を大切に作るキャンペーン」「いじめゼロ宣言」などで、生徒の自発的活動を支援し「いじめは絶対に許さない」雰囲気醸成する。
- ・ ネットいじめ防止のため、全校集会や情報の授業で情報モラル教育を行う。また、保護者に未然防止の取組を文書によって伝達し、連携を図る。

(3) 学級経営の充実

- ・ いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているので、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。

5 早期発見の取り組み

(1) 日常生活での取り組み

- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人では判断できにくい形で行われることが多いので、朝のSHRや授業等教育活動のあらゆる場において、生徒の些細なシグナルを見落とさないように心掛ける。
- ・ ホームルーム活動や教室掲示などで、いじめについての相談や通報がしやすい環境を作る。
- ・ 気になる様子を発見したときは、速やかに担任が保護者に連絡し、家庭との連携を図る。

(2) いじめのアンケートの実施

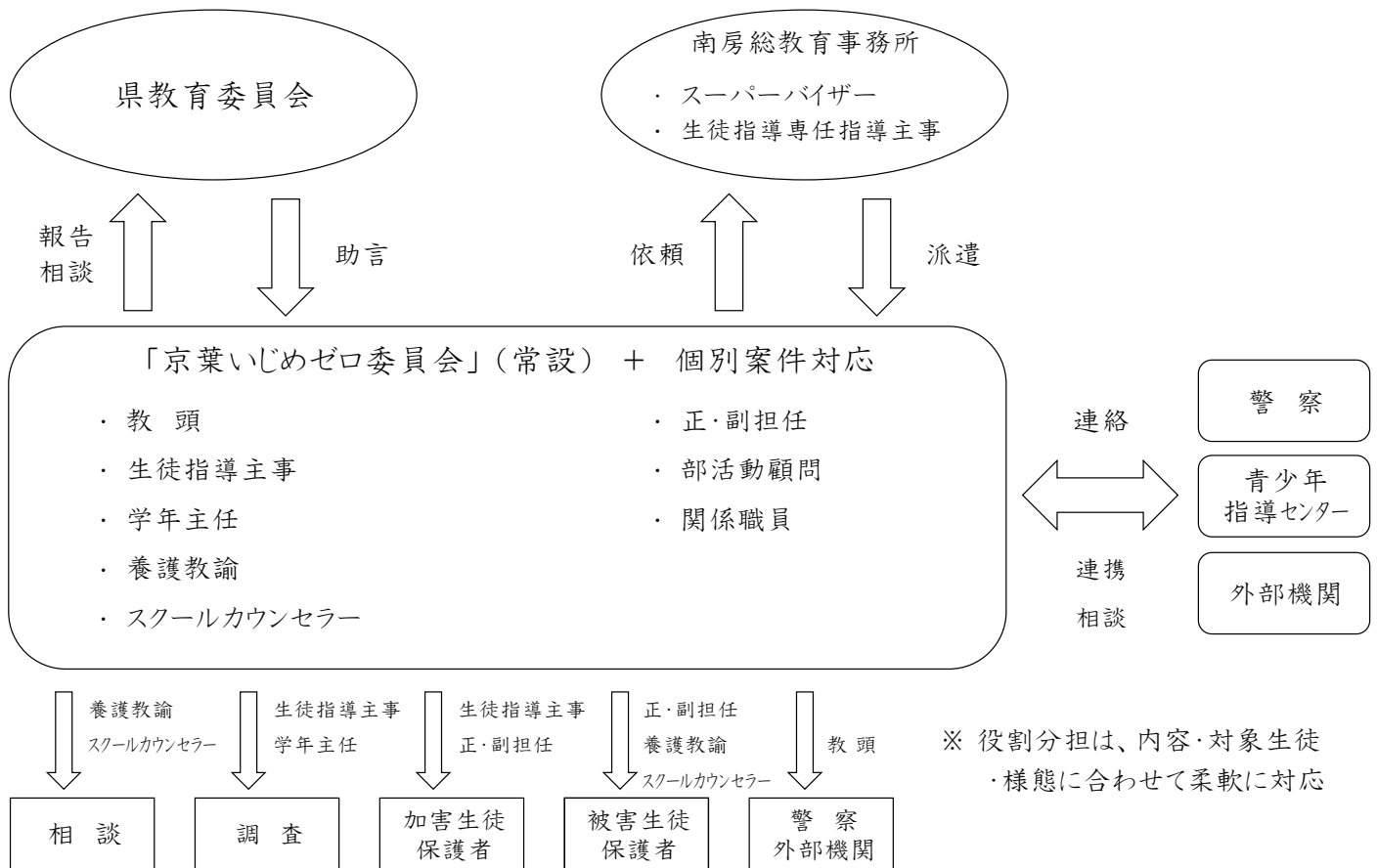
- ・ 年3回、6月・12月・2月にいじめアンケート(いじめ・盗難・セクハラ調査)を実施する。
- ・ 調査は記入しやすい環境を整え、真実が明らかになりやすいように実施する。
- ・ 追跡調査については、いじめの被害者の立場に十分配慮し、不安感を払拭するよう努める。また、情報提供があった場合は、情報源に迷惑が及ばないように配慮する。
- ・ 「インターネット上でのいじめ」の調査項目も設ける。

6 組織的な取り組み

「京葉いじめゼロ委員会」は、組織的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの発見、関係生徒の指導・支援、保護者との連携を組織的に実行する。

いじめ問題に対する校内体制



7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

1. いじめにより在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 例) (i) 生徒が自殺を企画した場合
 - (ii) 身体に重大な障害を負った場合
 - (iii) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (iv) 精神性の疾患を発症した場合
2. いじめにより、在籍する相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※ 相当の期間とは、30日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

1. 教育委員会へ連絡し、支援・指導を受ける。
2. 必要に応じて警察等関係機関に通報し、迅速な問題解決にあたる。

(3) 重大事態が発生した場合の連絡先

- ・ 学校安全保健課 学校危機管理 043-223-4090
- ・ 指導課生徒指導室 043-223-4054
- ・ 市原警察署 0436-41-0110
- ・ 市原市青少年指導センター 0436-43-3939

日常の観察・教育相談・アンケート・生徒からの訴え等の情報



相談窓口・情報を得た教職員



担任・学年主任



いじめゼロ委員会

校長

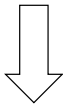
報告事例（いじめ状況報告書）

- ① 日時
- ② 場所
- ③ 被害者 ○年○組 氏名○○○○
- ④ 加害者等 ○年○組 氏名○○○○
- ⑤ 内容・状況等

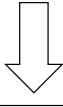
連絡を受けた担任又は学年主任は、「わるふざけだろう」などという個人的な判断をせず、いじめゼロ委員会に報告する。

いじめ問題緊急対応会議

会議の構成員
 校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任
 養護教諭 当該ホームルーム担任・部活動顧問



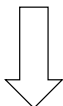
調査



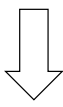
事実の把握



指導方針の決定



いじめ解決への助言指導



再発予防

被害生徒への対応

- (1) いじめられている生徒を守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師・養護教諭等の誰かが、必ず相談相手になることを理解させる。
- (2) 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等の誰かに相談することを約束させる。
- (3) いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- (4) いじめた生徒に謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりただで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく、継続して見守る。
- (5) いじめられている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

加害生徒への対応

- (1) いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- (2) いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- (3) 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがある。いじめの集団内の力関係やひとり一人の言動を正しく分析して指導する。
- (4) いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- (5) 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている生徒を守る為に、いじめている生徒に対する特別指導や警察等の協力を得た厳しい対策を取る。

被害生徒の保護者への対応

- (1) いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応を心掛ける。
- (2) 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。
- (3) いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- (4) 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- (5) 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- (6) 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

加害生徒の保護者への対応

- (1) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせると同時に、いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示す。
- (2) 家庭において、自分の子供が抱えている問題点が何であるかをきちんと見きわめ、親子で向き合って話し合い、理解し合うよう指導助言する。
- (3) 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- (4) いじめは人間として、決して許されない行為であるということを十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- (5) 必要に応じて教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。